

研究開発資産管理業務 に関する説明資料 (資産登録の概要編)

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tetsuzuki_001.html

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
総務部資産管理室 研究資産グループ
address : shisan@ml.nedo.go.jp

事業者説明会資料掲載場所:

委託事業の手続き:資産・知財・データマネジメント | NEDO

資産の処分等に係る書式掲載場所:

資産登録及びNEDOプロジェクトマネジメントシステムについて | NEDO

0. 資産の帰属(委託事業と補助・助成事業)	P.2
1. 資産管理に係るフロー図	P.3
～資産登録～	
2. 資産登録の流れと留意点	P.4～
3. 間違い事例(資産登録漏れなど)	P.19～
4. 損害保険と固定資産税	P.21～
5. 棚卸	P.25～
6. 登録情報の変更方法(資産の移設)	P.27

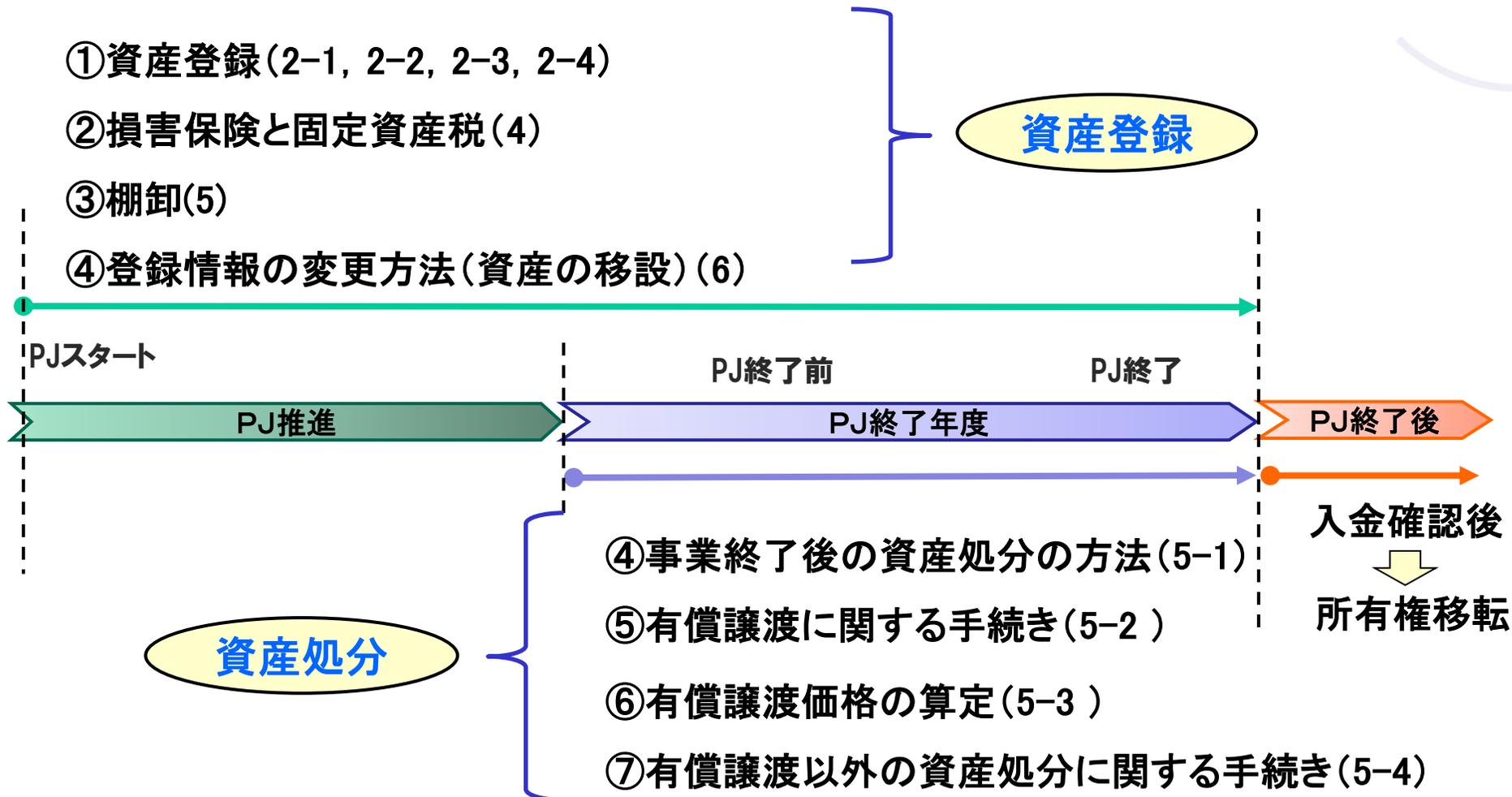
0. 資産の帰属(委託事業と補助・助成事業)

項目	委 託(共同研究含む)		補助・助成
	企業・公益法人等	国立研究開発法人・大学等 (資産が委託先に帰属する条項を含む約款等を締結したもの)	
事業の主体	NEDO	NEDO	事業者
事業の実施者	委託先	委託先	事業者
取得資産の帰属	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> NEDO (約款20条1項該当:取得価額が50万円以上(税込)かつ使用可能期間が1年以上) </div>		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 委託先 </div>
事業成果 (知的財産権)の 帰属	委託先 (「日本版バイ・ドール条項」適用)		事業者 <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">説明対象外</div>
収益納付	なし		あり

※「研究開発資産管理業務」は、委託(共同研究含む)事業であり、委託先が企業または公益法人である場合(NEDO帰属資産)を対象とします。

※再委託先(企業等)が取得した資産はNEDO帰属なので、委託先が登録手続きを行います。(再委託先は委託先へ資産登録情報を提出する)。(業務委託契約約款 第2条 第2項)

1. 資産管理に係るフロー図



※2-1、4等の数字は以降の説明資料の項目番号を示しています。

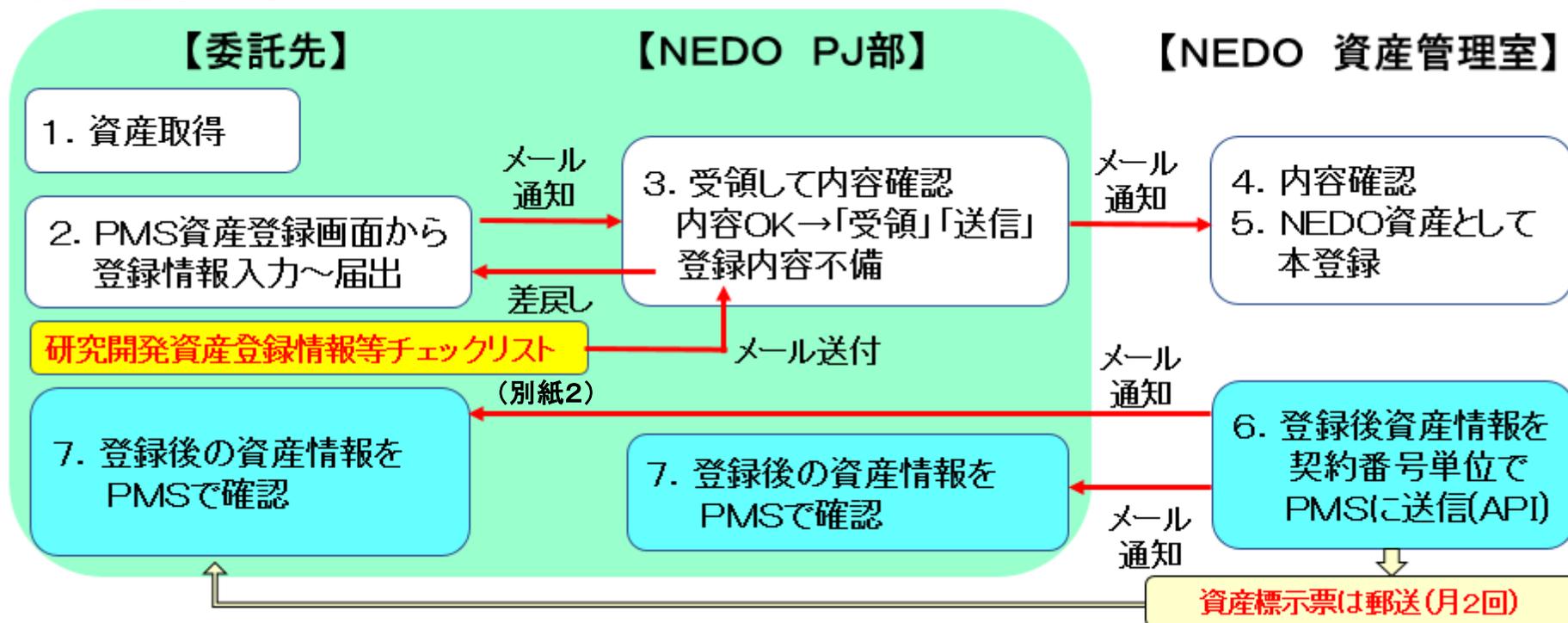
1. 資産登録の必要性

取得財産のうち、約款 第20条 第1項に規定するNEDOに帰属する資産については、取得月の翌月第5営業日（12月取得にあつては12月最終営業日）までに報告しなければならない。 約款 第20条 第7項

2. 資産登録の方法

「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」(PMS)から入力して、PMSでNEDOに届出します。

3. 資産登録の流れ



資産登録漏れ等を防ぐため『研究開発資産登録情報等チェックリスト』を利用して登録内容をご確認頂いた上で、プロジェクト担当者に提出願います。

2-2. 資産登録の必要性

1. 資産登録の必要性

委託事業で取得された資産をNEDOに報告頂くことで、

- ・資産にかかる固定資産税の申告、納付を行います。
- ・NEDOの保険をかけることで、事故発生による損害に保険金が支払われます。
- ・事業終了後に資産の譲渡を適切に進めることができます。

2. 資産登録で不適切な対応

取得価額、取得日、設置場所に登録漏れや誤りがあると、

適切な納税ができません。

保険が支払われません。

有償譲渡時に適正な処理が行えません。

資産登録の対象

(業務委託契約標準約款 第20条 第1項より)

委託先(再委託先)が委託研究の用に供するために購入し、又は製造した取得財産のうち、取得価額が50万円(税込)以上かつ使用可能期間(耐用年数)が1年以上のもの。

NEDO帰属となり、**NEDO資産として登録**。NEDOは委託先(再委託先)に使用を認める。

(取得財産:建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品)

NEDO資産に対して、機能の追加や向上、あるいは耐久性の向上など付加価値を図り取得価額が10万円(税込)以上の資産であれば、**NEDO帰属の改造資産として登録**。

※資産登録の対象外

(業務委託契約標準約款 第20条第2項より)

50万円(税込)未満の資産は委託先帰属となり、NEDO資産としての登録は不要。

2-3. 登録対象(2)

再委託先が取得した資産は、委託先がNEDOに報告。(大学、国研の帰属を除く)

委託先:企業・公益法人等 ⇒ 再委託先:企業・公益法人等(業務委託契約約款 第2条第2項)

乙(委託先)は、前項ただし書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託先」という。)の行為について、甲(NEDO)に対し全ての責任を負うものとする。

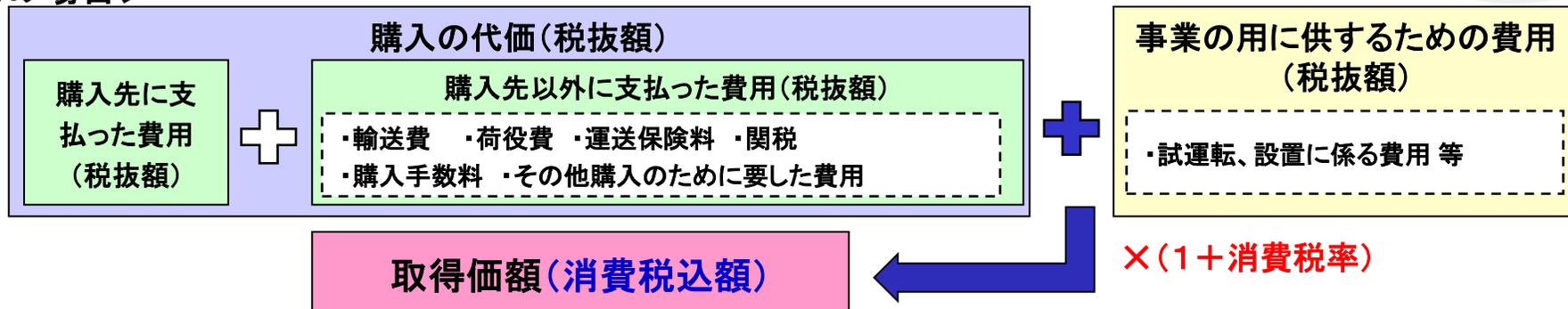
委託先:大学・国立研究開発法人等 ⇒ 再委託先:企業・公益法人等
委託／補助・助成業務Q&A 11-7参照

	委託先(共同研究含む)	
	企業・公益法人等	大学・国立研究開発法人
再委託先(企業等)が取得した資産の帰属と資産登録	<ul style="list-style-type: none"> ・NEDOに帰属 ・委託先が資産登録を実施 	NEDOプロジェクト担当者へ相談の上、委託先と再委託先が事前協議し、事業終了後に再委託先に売却することで資産の有効活用が見込まれる場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・NEDOに帰属 ・委託先が資産登録を実施
		NEDOプロジェクト担当者へ相談の上、委託先と再委託先が事前協議し、事業終了後に委託先が使用した方が資産の有効活用が見込まれる場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に帰属 ・NEDOの資産登録は不要

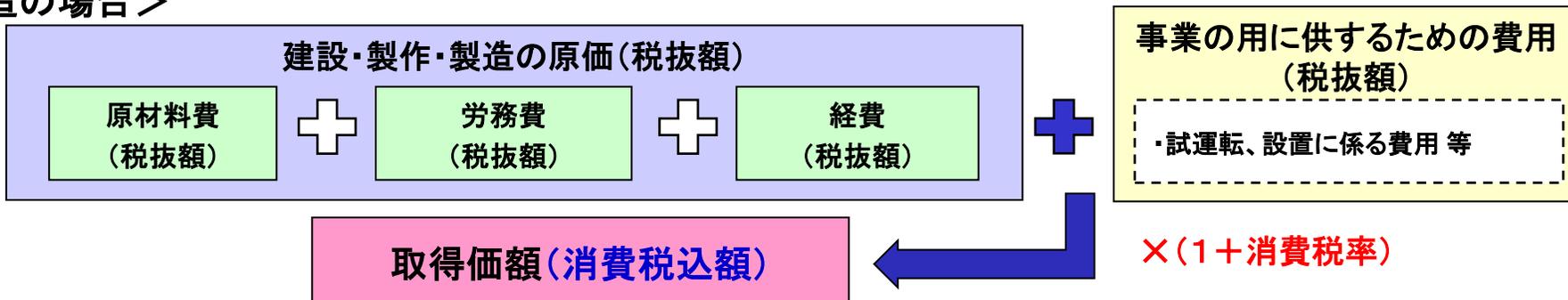
1. 取得価額

取得に要した全ての税抜費用に消費税額を加えた金額を取得価額として登録

<購入の場合>



<製造の場合>



- ・海外調達品(直接輸入品)については、(本体価格+輸送費等+関税+その他諸費用)の消費税抜合計額に(1+消費税率)を乗じた金額を取得価額とします。
- ・海外設置資産の場合は、日本で調達して海外に輸送したものを含め、(本体価格+輸送費等の諸費用+現地VAT課税額)の消費税抜合計額に(1+消費税率)を乗じた金額を取得価額とします。

※委託先、再委託先が消費税免税事業者である場合、当該資産を取得する際に消費税を負担していなければ、取得価額に消費税を含める必要はありません。

- 資産登録を行うプロジェクトマネジメントシステム(PMS)については、2022年3月以降、取得価額に一律消費税を加算して登録されるようシステム改修を行いました。システム改修後は、資産登録書作成の際、「取得価額」欄に「税抜額」を入力いただき、消費税額を自動計算で加算(小数点以下の端数は切り捨て)して取得価額(税込)を登録しています。
- 本運用(取得価額には一律消費税を加算(※)して登録)は、上記PMS改修前に登録済の資産についても適用となります。不課税費用(例:自社製作の場合の労務費など)が税抜金額のまま取得価額として登録されていることが委託先による棚卸し等で判明した場合は、委託先からの報告に基づきPJ担当者が取得価額の修正依頼をお願いします。

※原則、契約締結日に関わらず、委託業務完了日時点の消費税率を適用します。ただし、複数年度契約の中間年度の場合は、各年度の3月31日時点の消費税率を当該年度における消費税率として適用します。

2. 取得日

取得日は 検収または竣工検査を行った日を取得日とします。

(1) 購入した場合

市販品または外注品の場合は、検収行為を行った日が取得日。

(2) 製造、製作、建設の場合

自社製作物の場合は、竣工の検査を行った日が取得日。

(3) 複数のパーツ・装置を組み合わせた状態で機能する資産の場合

組み合わせた資産全体の検収行為を行った日もしくは
竣工検査を行った日が取得日

3. 耐用年数(使用可能期間)

研究開発資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令)」別表第6に拠ります。

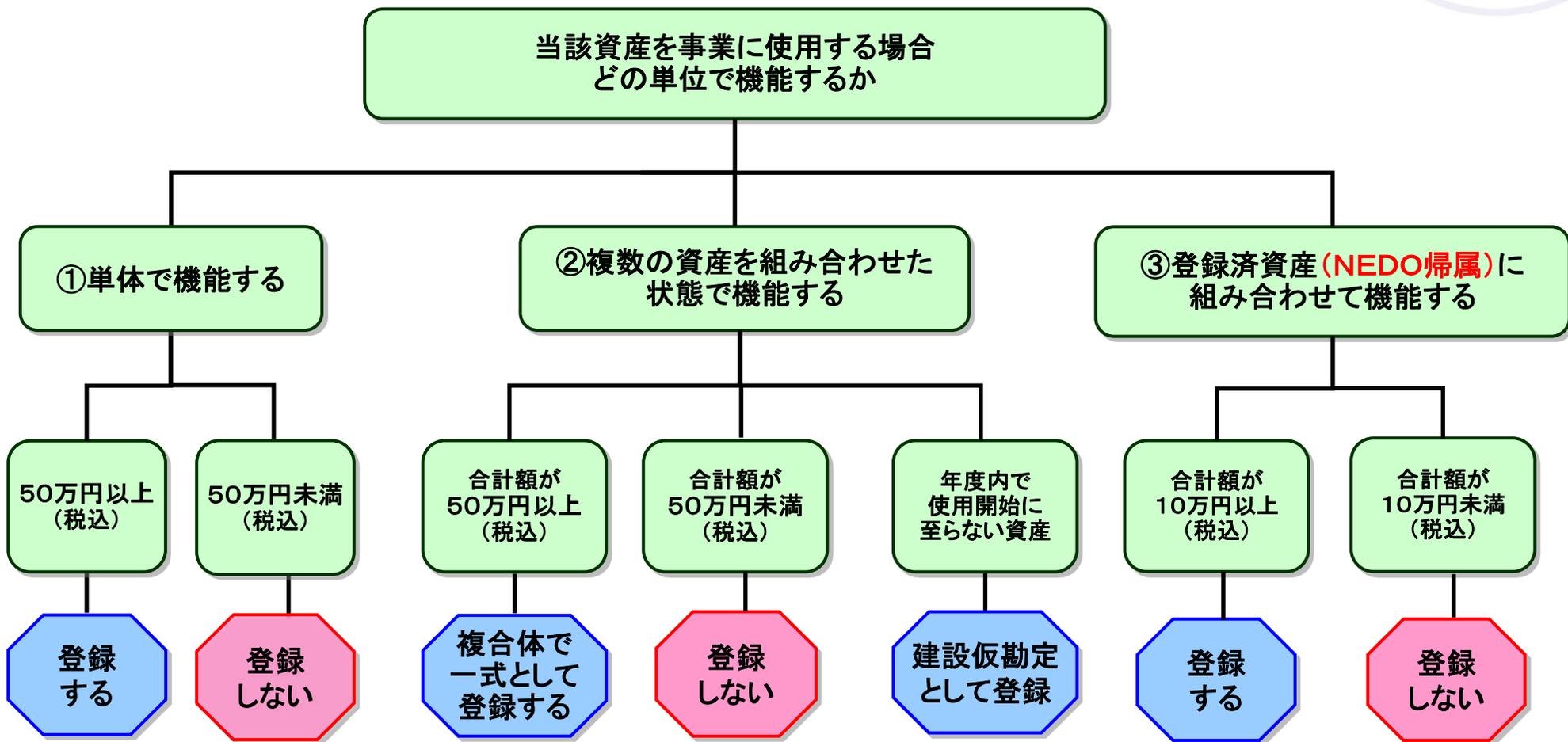
(注) 全ての資産が本表の適用となる訳ではなく、「車両」等のように省令別表第1、第2に拠るものもあります。

別表第6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表 抜粋

種 類	細 目	耐用年数
建物(※)及び 建物付随設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物付随設備	五年
構築物	風どう、試験水槽及び防壁	五年
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七年
工具		四年
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四年
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの	七年
	その他のもの	四年

- 「建物及び建物付随設備」については、記載の通り、**特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物付随設備にのみ別表第6の適用が可能です。**
- 従って、**建物本体については建物全部が研究開発のための特殊仕様が施されている場合、(特殊素材が使用されている、特殊構造を施工している等)については別表第6適用の余地がありますが、それ以外については別表第1が適用されます。**
- 個別事項については事前にNEDOのプロジェクト担当者へご相談をお願いいたします。

4. 資産の登録単位



注) 資産登録のフローチャートは、一般的な資産登録を表にしたものであり、特殊なケース(※)はNEDOのプロジェクト担当者へご相談ください。

(※) 委託先資産にNEDO資産を取り付けるなど

◆登録の単位について

- ・本体と附帯工事費等を別にした登録は行わない。
- ・構成部品単位の登録は行わない(※)。
- ・複数の資産をまとめて登録することはしない。

例えば、顕微鏡を5セット購入した場合は、それぞれ1セットずつ登録。

⇒同時に顕微鏡を複数台使用することはないため。

⇒(例外)同時に複数使用される仕組みの資産は一体で登録可能。

※単独で登録すべきか、一体化された装置として登録するかの判断は、それぞれの委託事業の用途に使用される資産として、単体で機能するかどうかにより判断します。

5. 建設仮勘定

(1) 考え方

当年度内で使用開始に至らない(検収が完了しない、完成検査が完了しない)ものの場合、建設仮勘定として登録を行います。(建物や構築物に限りません。)

(2) 留意点

①当年度内に検収あるいは完成検査が完了した場合は、本勘定で資産登録をお願いします。

②建設仮勘定は年度末あたりで資産登録をお願いします。

来年度以降で完成と計画されていても、年度途中での登録は受け付けられません。

③複数年度にまたがって製作する場合は、年度毎に建設仮勘定として登録します。

完成年度で一斉に本勘定へ振替します。振替はNEDOプロジェクト担当者が対応します。

速やかに連絡願います。(システム上、年度を遡って本勘定へ振替えは出来ません)。

【間違い事例】

- 2月に装置の竣工検査が完了したが、実際に使用するのは4月(翌年度)であるため、建設仮勘定で登録を行った。
→使用時期と関係なく、年度内に検収、竣工検査が完了の場合は使用可能と見なされ、そこから減価償却が発生します。建設仮勘定での登録は不相当です。竣工時点で本勘定で資産登録を行ってください。
- 資産の取得に要する費用が上期に発生したが、上期時点では未完成のため10月に建設仮勘定で届出した。
→年度内に一切使用不可能な場合においてのみ、建設仮勘定として年度末あたりで届出をお願いします。
- 建設仮勘定の資産が3月に竣工もNEDOに報告せず、6月にPJ担当者の問合せで、3月に竣工したことを伝えた。
→前年度に遡って勘定科目の振替処理はできません。竣工したら速やかにPJ担当者へ連絡願います。

6. 試作品について

(1) 考え方

試作品は**製作過程での知見の取得が目的**で、完成品でないため、**資産登録は不要**です。
1年未満で廃棄することが、**試作品の要件ではありません**。

完成後に研究開発に使用する場合は、**試作品でなく**、完成品であり、**資産登録が必要**です。

(2) 試作品とした場合の留意点

- ・完成後、**1年未満で廃棄**して頂きます。
- ・完成後、**1年以上保有**した場合は、**資産登録が必要**です。

(3) 注意事項(重要)

- ・**事業終了後も使用を継続して完成後1年以上保有**することが見込まれる場合、**事業期間内に資産登録**していただき、**事業終了時に原則有償譲渡**となります。
- ・**事業終了後に完成後1年以上保有**していることが判明した場合、**完成日に遡って資産登録**のうえ**事業終了時点の残存簿価**で**有償譲渡**させていただきます。

【間違い事例】

- 製作した資産を1年未満で廃棄するつもりなので、試作品と判断して資産登録は行わなかった。
→1年未満で廃棄することが試作品の要件ではありません。「その製作自体が研究目的(製作過程の知見の取得)」の場合は、試作品となりますので資産登録は不要ですが、完成後1年未満で廃棄が必要です。
- 試作品を製作したところ非常に良い出来であったので、ショールームに展示していたところ1年以上経過した。
→1年以上保有につき資産登録が必要です。また、1年以上の保有が見込まれる時点で資産登録をお願いします。
- 研究目的を達成し、試作品の完成後、倉庫で保管していた。完成の2年後に事業が終了したため試作品を廃棄した。
→完成後1年以上保有していますので資産登録のうえ、事業終了時の残存簿価で有償譲渡が必要となります。

7. ソフトウェアについて

(1) 考え方

購入または製作したソフトウェアであって、NEDO委託費で購入・製造した装置類に組み込まれ附属して、一体として機能するものは装置とソフトウェアの取得価額を合算して税込み50万円以上であれば装置として資産登録します。

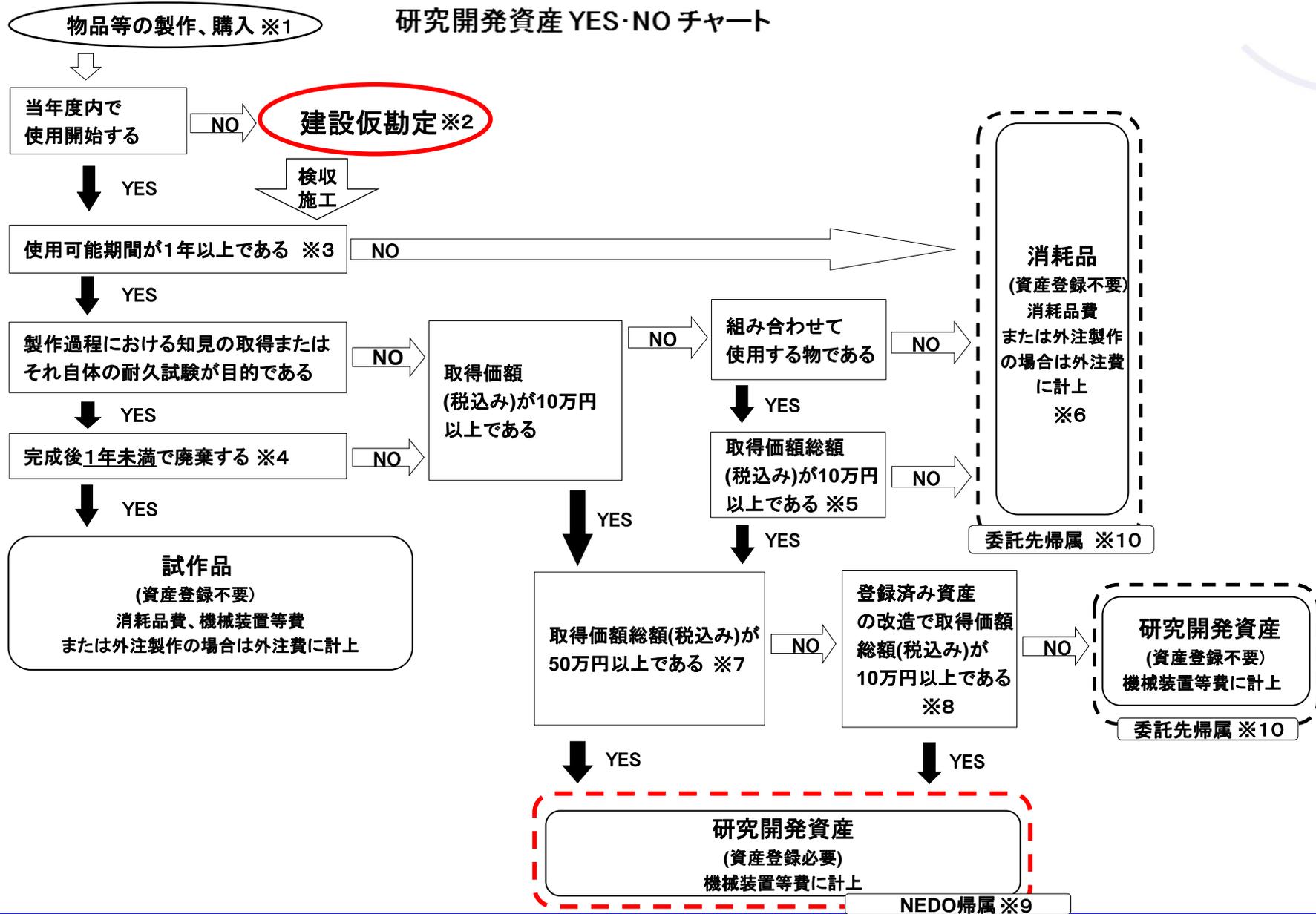
単独で動作するソフトウェアは資産登録の必要はありません。

また、所有権が委託先に帰属する装置に組み込まれたソフトウェアも登録の必要はありません。

(2) 改造について

上記において登録された装置の機能追加または機能向上のためにソフトウェアの改造を行った場合は、税込10万円以上であれば改造資産として登録を行います。

2-4. 資産登録時の留意点(8)



<注釈>

- ※1 : 研究開発で使用する資産(単体・複合体の購入品、製造・製作・建設)で、試作品・消耗品を含みます。但し、単体でのソフトウェア、知的財産を除きます。
- ※2 : 複数年度に亘り製造・製作する場合は、年度毎の製作部分を「建設仮勘定」として登録し、完成(検収若しくは、竣工の)年度で一斉に本勘定へ振り替えます。
- ※3 : 使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます。(XII章2.(6)を参照) NEDO事業において使用する期間ではありません。
- ※4 : この「1年未満」とは、資産が実際に稼働していなくても、単純に時間経過で判断し、展示品としての使用期間や倉庫等に休眠状態で保管する等の未稼働期間も含めます。なお、試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等のエビデンスを帳票類として保管してください。
- ※5 : 組み合わせて使用するもの(複合体)は、組み合わせ完成後の取得価額の総額(一式の資産として)で判断します。個々の取得価額は10万円未満でも、組み合わせて使用するもので、総額が10万円以上になるものは一式として資産となります。
- ※6 : 使用可能期間(法定耐用年数)が1年未満、又は取得価額が10万円未満のものは、原則消耗品となるので、経費は取得方法に応じて、消耗品費(購入、自社製作の場合)、外注費(外注製作の場合)に計上します。
- ※7 : 個々の取得価額は50万円未満(改造資産の場合は10万円未満)でも、組み合わせて使用するもの(複合体)で、組み合わせ完成後の取得価額の総額が50万円以上(改造資産の場合は10万円以上)になるものは一式として資産登録が必要な資産となります。
- ※8 : 改造とは、機械装置等に付加価値(機能の追加及び向上、耐久性のアップ等)を付けるものをいいます。現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理にあたり、資産登録は不要です。
- ※9 : 約款 第20条 第1項(NEDO帰属)
- ※10 : 約款 第20条 第2項(委託先帰属)

3. 間違い事例(1)(資産登録漏れ)

資産登録で登録漏れが生じやすい事例です。ご注意ください。

◆ 登録対象となる資産とは

- 取得価額(消費税額を含む)が**50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの**
- 登録済み資産の**改造費用で10万円(税込み)以上のもの**
- 複数の装置等が組み合わせて一つの機能を有する場合、
その合計額が50万円以上(税込み)のもの
- 共同研究の場合、**負担割合にかかわらず、取得価格が総額50万円以上(税込み)のもの**

◆ 登録漏れが生じやすいもの

- **税抜きで50万円以上**を資産登録するものと誤認して登録漏れ
- **改造費**を修理費であると誤認して登録漏れ
- **試作品を製作後1年以上使用(経過)しているのに登録漏れ**
- 資産本体以外の付帯設備、設置工事費等が取得価額に含まれていない
- 自社製作品の費用計上項目が、機械装置等費以外の費目(**保守・改造修理費、消耗品費、外注費等**)にも及ぶ場合、それらの費目が取得価額に含まれていない。

3. 間違い事例(2)(資産登録時によくある間違い)

1. 資産名称

- ・役務や部品を指す用語は使いません。(例:〇〇工事、□□修理、△△パーツなど)
資産の情報として必要な場合は、規格又は型番等に入力願います。
- ・改造資産の名付けルール:改造を付記します。
(例) 基資産名称:〇〇装置 の場合、
改造資産の名称は、〇〇装置改造、〇〇装置の改造(××)、〇〇装置改造2 など
改造内容等は()書きで入力、または規格又は型番等に入力願います。
改造が複数になる場合は、改造の後に数値で分けて頂いても構いません。

2. 設置場所建物情報等

- ・設置場所住所は、番地まで入力願います。
- ・登録済み資産と同一建物の場合、建物一覧の情報から選択願います。
- ・登録済み資産と同一の場合、「設置場所事業所名」の表記を統一願います。
- ・面積(総床面積)は設置されたフロアでなく、建物全体の総床面積を入力願います。

【間違い事例】

- 登録済みの資産(基資産名称:〇〇設備)に付加価値(機能の追加、向上、耐久性の向上など)を図った資産(税込10万円以上)を取り付け、新規資産として××装置で登録した。
→改造資産に当たるため、資産名称は、〇〇設備改造か、〇〇設備改造(××装置)などで資産登録願います。
- 設置場所住所を設置場所郵便番号で設定した。
→郵便番号による設定は番地まで自動入力されないため、番地まで入力をお願いします。

○損害保険について

NEDO帰属の研究開発資産に対しては、必要に応じて損害保険をかけることができます。

約款 第22条 第1項

1. 保険期間 取得日から年度内の必要がなくなる日 又は 年度末まで
2. 保険内容 火災保険(企業総合保険)+賠償責任保険
3. 保険対象 NEDO帰属の国内設置資産等
4. 保険登録 ①登録済資産 → 保険(付保)登録
②新たに取得して登録を必要とする資産
→ 資産取得報告時にあわせて保険情報も登録

※①②いずれも付保開始日の翌月第5営業日までに
ご登録ください。

(ただし、②のうち12月取得資産については12月最終営業日まで)

○固定資産税について

NEDO帰属の研究開発資産に対する固定資産税の申告及び納税は、NEDOが行っています。
但し、共同研究の場合は当機構持ち分のみ行います。

4. 損害保険と固定資産税(2)

○保険対象外

以下はNEDOの包括的な保険に加入できません。

- (1) 建築中(設置工事中)の資産
- (2) 車両、設置場所以外で使用するもの(動産)
- (3) 水上・水中設置資産
- (4) 海外設置資産
- (5) データ、プログラム、ソフトウェアなどの無形物
- (6) 動物・植物等の生物
- (7) 事業者帰属資産

→保険を必要とする場合には、事業者にてお手続き頂きます。

○事故が発生した場合 約款 第22条 第2項

- (1) **事故速報の提出**(事故発生から7日以内) 事業者→PJ担当者
- (2) 保険会社からの依頼に対応する
- (3) 復旧工事を行う
- (4) 必要に応じ、保険会社の判断により、鑑定人による現地調査をする場合があります。

(参考) 損害保険 補償内容

No.	主な補償内容	企業財産 包括保険	賠償責任 保険
1	火災	○	
2	落雷	○	
3	破裂・爆発(ボイラ損害含む)	○	
4	風災、雹災、雪災	○	
5	電氣的事故、機械的事故	○	
6	水災	○	
7	その他不測かつ突発的な事故 (例:給排水設備の事故による水濡れ、車両の衝突)	○	
8	地震・噴火・津波	×	
9	第三者に対する対人対物賠償		○

(1) 企業財産包括保険は免責事項以外100%カバーする保証

(2) 賠償責任保険は資産設置場所で第三者(NEDO・委託先・共同研究者以外)の身体や財物にNEDO資産が原因で損害を与えた場合の保証

(参考) 損害保険 主な免責事項

○以下に該当する損害に対しては、保険金が支払われません。

- (1) 保険契約者、被保険者等による故意・重過失による損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取等により生じた損害
- (3) テロによる損害
- (4) **地震、噴火、津波**による損害
- (5) 核燃料物質等による損害
- (6) 保険の対象の瑕疵により生じた損害
- (7) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(磨耗、腐食等も含む)、
ねずみ食いまたは虫食いによる損害
- (8) 紛失、置き忘れによる損害

等

5. 棚卸(1)

1. 目的

- ・資産が登録通りに保有されているかを確認すること。
- ・登録情報に誤りがあれば、修正して、設置した自治体に正しく固定資産税の申告を行うこと。

2. 対象事業

NEDO帰属の資産を保有中の事業(委託事業、助成事業(NEDO帰属資産を貸与))

3. 実施時期・期間

毎年8月から9月上旬を開始日(基準日)と設定し、そこから約1ヶ月半程度が棚卸期間。

4. 棚卸の通知

- ・基準日の早朝にPMSよりインフォメーションメールが送信されます。
- ・PMSのお知らせ欄に「棚卸の案内」が掲載されます。

5. 棚卸の方法

- ・目視による現物確認の徹底(NEDO資産標示票と資産との照合)
- ・写真等による現物確認の徹底(再委託先等に設置している資産, 写真提出は不要)

5. 棚卸(2)



6. 棚卸の留意点

- ・資産管理簿(棚卸用)の登録情報は、**基準日の前日時点**のものです。
- ・棚卸期間中に資産登録、移設などが行われても、PMSに反映されますが、資産管理簿(棚卸用)には**追加や変更が生じることはありません。(あくまで基準日の前日時点)**
このため、**資産管理簿(棚卸用)の情報のまま、棚卸を実施願います。**
- ・棚卸期間中に修正依頼をされ修正が完了しても、PMSには反映されますが、資産管理簿(棚卸用)の**登録情報が修正されることはありません。**
このため、**資産管理簿(棚卸用)の情報のまま、棚卸を実施願います。**
登録情報に異なる点がありましたら、「資産の状況」欄に記載の上、修正がある旨をプロジェクト担当者にご連絡願います。
- ・「資産の状況」欄には**修正内容のみを入力ください。**
(事業で使用中等の記載は不要です)
修正以外の内容は、直接プロジェクト担当者にご連絡願います。

6. 登録情報の変更方法（資産の移設）

事前の手続きが必要！

1. 移設の手続き（タイミング）

資産の設置場所を移設する前に、必ずNEDOのプロジェクト担当者に報告を行って下さい。
プロジェクト担当者の確認が得られたら、移設する前にPMSで移設の届出を行って下さい。

2. 移設の条件

設置場所の変更は、移設に伴って資産の機能が失われないことが前提です。
機能が失われる場合、原則として移設は認められません。

3. 届出の遅延

移設は事前の届出が前提ですが、移設日より3ヶ月を経過しての届出、
資産取得は、取得日より6ヶ月を経過しての届出は、
事業者様にも遅延の原因と再発防止策の遅延報告書を提出して頂く場合があります。
遅延報告書はフリーフォーマットです。作成後、プロジェクト担当者にご提出願います。